

## 産業用再エネ電力活用モデル事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 産業用再エネ電力活用モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、自家消費型の発電設備や蓄電池等の設備導入に要する経費の一部を補助することにより、県内企業のエネルギーコスト削減とカーボンニュートラル対応を促進し、競争力の強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 本事業においてP P Aモデルとは、補助対象事業者の施設内に第3者（以下「P P A事業者」という。）が再生可能エネルギーによる発電設備を設置し、補助対象事業者とP P A事業者が直接電力の供給契約（以下「P P A契約」という。）を締結する形態で、サービス料金が定額でなく、kWhあたりのサービス単価に電力使用量を乗じた金額であるものをいう。

### (補助対象事業者)

第4条 補助対象の事業者は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 県内に事業所を置く企業、個人事業主であり、令和4年1月以降のいずれかの月の主なエネルギー価格が平成31年から令和3年の同月比で20%以上上昇していること。
- (2) 次の事項に該当していないこと。
  - ア 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
  - イ 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
  - ウ 法人の役員等が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費及びその他知事が必要かつ相当と認める経費とする。

設備の種類	補助対象経費
(1) 再生可能エネルギー発電設備	
ア 自ら設置する場合	発電装置、電力変換装置、配線、キュービクル等附属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費で必要最小限のもの
イ P P Aモデル	P P A契約において、第3者が設置する発電装置、電力変換装置、配線、キュービクル等附属設備、及び設置工事費のうち、補助申請者が負担する経費
(2) 蓄電設備	蓄電池本体、附属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費で必要最小限のもの
(3) 再生可能エネルギー熱供給設備	熱発生装置、熱交換装置、附属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費で必要最小限のもの

(補助交付額等)

第6条 補助金の交付額及び限度額は予算の範囲内で、次のとおりとする。ただし、発電設備の出力は太陽光パネル等の発電出力とパワーコンディショナー等変換機器の出力を比較して低い方とする。なお、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額とする。

#### 補助対象設備

設備の種類	補助交付額	限度額
(1) 発電設備	設置する発電設備の出力 (kW) に 10 万円を乗じて算出した金額と補助対象経費の総額を比較していずれか低い金額	3,000 万円
(2) 蓄電設備	設置する蓄電設備の容量 (kWh) に 10 万円を乗じて算出した金額と補助対象経費の総額を比較していずれか低い金額	1,000 万円
(3) 熱供給設備	設置する熱供給設備の出力 (1,000kcal/h) に 6 万円を乗じて算出した金額と補助対象経費の総額を比較していずれか低い金額	1,000 万円

(補助要件)

第7条 本事業が県内企業のモデルとして実施されることを踏まえ、それぞれ次の条件を満たすこと。

(1) 共通する要件

ア 自らの事業に使用する目的で新品の設備を設置すること。

- イ 電気料金削減の効果が期待できること。
- ウ 排出する二酸化炭素削減により競争力の向上が図られること。
- エ 補助事業実施期間終了後の5年間にわたり発電状況や電気料金削減の状況を報告すること。
- オ 補助事業実績の公表について協力すること。
- カ 県内企業の視察を可能な限り受け入れること。
- キ 県の実施する他の補助事業の対象となる事業でないこと。
- ク 設置する設備は技術的に確立されており、社会実装されているものであること。
- ケ 設備の設置にあたり、法令や各自治体が定める条例、ガイドライン等を遵守するとともに、騒音、日照等、近隣住民や自然環境に十分配慮すること。
- コ 本事業において各種設備の導入を行うにあたり、次のガイドライン及び指針に十分留意すること。

(ア) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン

(令和4年9月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)

(イ) 持続可能な社会の実現に向けた行動指針

(令和4年1月 一般社団法人 太陽光発電協会)

## (2) 発電設備設置の際の要件

- ア 発電した電力の自家消費を目的とするもので、売電しないもの。
- イ 電力の需要場所が県内であること。
- ウ 電力の需要場所において発電する設備もしくは自己託送の活用により県内の他所から需要場所に電力を供給する発電設備であること。
- エ 発電した電力の環境価値が補助申請者に帰属するものであること。
- オ 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果(環境価値)について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ PPAモデルの場合は、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助申請者と第3者であるPPA事業者との契約で、補助金額相当分(全額)がサービス料金から還元、控除されるものであること。
- キ 太陽光発電設備においては出力20kW以上であること。

## (3) 蓄電設備設置の際の要件

- ア 自家消費するための電力の調整のために用いるものとし、売電用の電力の調整には使用しないこと。
- イ 蓄電設備のみを設置する場合は再生可能エネルギーの追加的導入を併せて実施すること。ただし、既に太陽光等の自家消費型発電設備を設置している場合は除く。
- ウ 定置式の蓄電設備であること。
- エ 容量20kWh以上の蓄電設備であること。

(4) 熱供給設備設置の際の要件

- ア 熱の自家消費を目的とするもので、他者へ供給しないもの。
- イ 再生可能エネルギー熱を活用するにあたり、熱交換器、ヒートポンプ等の機器の導入を伴うもの。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに要綱第2第1項に基づく補助金等交付申請書を知事に提出すること。

2 要綱様式第2号の別に定める事業実施計画書は、本要領様式第1号のとおりとする。

3 要綱第2第2項(3)のその他別に定める書類は次のとおりとする。

(1) 誓約書(本要領様式第2号)

(2) 全部事項証明書

(3) 直近決算期の決算書類(貸借対照表、損益計算書)

(4) 見積書及び設置する設備の仕様書等

(5) 設置場所を説明する書類(地図、図面等)

(6) 第4条(1)に該当することを証明する書類

(7) PPAモデルの場合は、補助金額相当分がサービス料金から還元、控除されることを説明する書類

4 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 各様式の提出先はクリーンエネルギー産業振興課とする。

(補助金の審査及び交付決定)

第9条 前条により申請された事業は、事業を実施する地域、設置する再生可能エネルギー設備の種類、出力、容量等により審査を行い、知事が交付を決定する。

2 交付については要綱第3に基づくほか、交付の決定に際し、知事は計画の一部の修正を命じ、又は条件を付すことができる。

3 知事は、第1項による審査で交付が決定した際は、要綱第4に基づき速やかに書面により通知する。

4 交付決定前の事業着手は認めない。

(交付の取消し)

第10条 知事は、前条第1項により交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当する場

合は、交付を取り消すことができる。

- (1) 交付決定された事業を確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定されたとき。

(債権譲渡の禁止)

第 11 条 補助事業者は、要綱第 4 第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、要綱第 6 第 1 項に基づく実績報告書を知事に提出すること。

2 要綱様式第 2 号の別に定める事業実績書は、本要領様式第 3 号のとおりとする。

3 要綱第 6 第 2 項 (3) のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 債務の発生事実及び支払いにあたって作成または取得した一切の書類

(2) P P A モデルで発電設備を設置した場合、P P A に関する契約書

(3) 第 7 条 (3) イ に該当する場合は、再生可能エネルギーの追加的導入を証明する書類

4 補助事業者は、第 8 条第 4 項ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たり、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない

(年度報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間、各年度終了後 1 ヶ月以内に、本要領様式第 4 号により知事に報告しなければならない。

(財産の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は取得財産等について、本要領様式第 5 号を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 要綱第 8 に基づき財産処分を行う場合において、本事業により導入した設備の設置完了後、満 5 年となる日が属する年度内は処分を認めない。当該期間内での処分に至った場合、知事は、財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。

(1) 補助事業者に財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の

残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

- (2) 補助事業者に財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 1 月 5 日から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 2 5 日から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。